

様式第1号（第5条関係）

平成 年度鳥取県震災に強いまちづくり促進事業（変更）計画書

1 事業の目的

2 事業の内容

（単位：千円）

事業区分	対象区分	交付予定件数 （学習会実施地 区数）	（間接）補助対 象経費	補助金交付申請 額	備考
合 計					

- （注） 1 事業区分の欄には、耐震診断、改修設計、耐震改修、建替、除却、耐震シェルター設置、屋根瓦耐震対策、非構造部材耐震対策、学習会、出張説明会、戸別訪問等の別を記載すること。  
2 対象区分の欄には、一戸建ての住宅、長屋、共同住宅（マンション）、建築物、要緊急安全確認大規模建築物、防災拠点建築物、通行障害既存耐震不適格建築物、緊急輸送道路沿道等建築物、避難路沿道等建築物、避難所等、特定天井の別を記載すること。学習会事業にあつては、実施予定地区名を記載すること。  
3 変更申請の場合は、変更前の内容を上段に（ ）書すること。  
4 備考の欄には、耐震診断の方法の別（一般診断、精密診断、二次診断又は三次診断）、設計図書の有無等のほか、市町村事業の場合は、その旨を記載すること。

3 事業開始（予定）年月日

4 事業完了（予定）年月日

※耐震改修、建替又は除却を行う場合（一戸建ての住宅を除く）に限り複数年度の事業計画とすることができる。

添付書類（対象施設が特定されている場合）

1 事業区分が改修設計、耐震改修、建替又は除却の場合にあつては、耐震診断の結果のわかる書類を添付すること。

2 他の補助金の活用の有無 有 ・ 無

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載した書類を添付すること。

※過去に補助金を活用して整備した実績がある場合についても、当時の整備内容を記載した書類を添付すること。

※今後、当該建物に他の補助金を活用する別の整備計画の予定がある場合についても、その内容を記載した書類を添付すること。

様式第2号（第5条、第12条関係）

平成 年度鳥取県震災に強いまちづくり促進事業（変更）収支予算（決算）書

歳入予算（決算）

（単位：千円）

財源区分	区 分 財源内訳	予 算			決 算 (見込み)
		当初議決 (予定) 平成 年 月 日	補正議決 (予定) 平成 年 月 日	計	
一般財源					
特定財源	国庫補助金 県補助金 地方債 その他の財源				
	計				

（注） 2回目以降の変更(補正)の場合は、変更前の予算額を上段に（ ）書すること。

歳出予算（決算）

（単位：千円）

科目	予 算 額			流用等 増△減額	予算現額	支払額	繰越額	不用額	摘要
	当初 計上額	補正 増減額	計						
(項)									
(目)									
(節)									
計									

（注） 2回目以降の変更(補正)の場合は、変更前の予算額を上段に（ ）書すること。

様

総合事務所長

平成 年度鳥取県震災に強いまちづくり促進事業補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県震災に強いまちづくり促進事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知する。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は、・・・・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- |           |   |   |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の（間接）補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、・・・・・・・・とする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、（間接）補助対象経費の実績額について、鳥取県震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱（平成17年10月13日付第200500073282号鳥取県生活環境部長通知。以下「要綱」という。）第4条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金は、間接国費補助金に該当するものであり、收受及び使用、間接補助金の交付等に当たっては、規則及び要綱の規定のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年内閣府・建設省令第9号）、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日 国官会第2317号）の規定に従わなければならない。

様式第4号（第12条関係）

平成 年度鳥取県震災に強いまちづくり促進事業報告書

1 事業の目的

2 事業の内容

間接補助 事業者氏名	建物名称	事業区分	対象区分	(間接) 補助 対象経費 (千円)	県補助金 (千円)	備考
合計						

注) 1 間接補助事業ごとに別葉とすること。

2 事業区分の欄には、耐震診断、改修設計、耐震改修、建替、除却、耐震シェルター設置、屋根瓦耐震対策、非構造部材耐震対策の別を記載すること。

3 対象区分の欄には、一戸建ての住宅、長屋、共同住宅(マンション)、建築物（主たる用途を併記）、要緊急安全確認大規模建築物、防災拠点建築物、通行障害既存耐震不適格建築物、緊急輸送道路沿道等建築物、避難路沿道等建築物、避難所等、特定天井の別を記載すること。

4 備考の欄には、耐震診断の方法の別（一般診断、精密診断、二次診断又は三次診断）、設計図書の有無等のほか、市町村事業の場合は、その旨を記載すること。

5 学習会事業にあつては下表のとおり記載すること。

事業区分	実施地区数	実施地区名	補助対象経費 (千円)	県補助金 (千円)	備考
学習会					

3 事業開始年月日

4 事業完了年月日

添付書類

- 耐震診断にあつては、平成18年9月15日付国住指第1385号国土交通省住宅局建築指導課長通知に定めるところにより耐震診断を行った者が作成した耐震診断結果報告書、耐震結果概要書等の写し
- 耐震改修にあつては、改修後の耐震性能について記載された書類の写し
- 学習会等にあつては、事業に要した経費の領収書（委託にあつては契約書及び支出を証明できるもの）、参加者アンケートの結果概要（戸別訪問を除く）
- 他の補助金の活用の有無 有 ・ 無

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載した書類を添付すること。

※過去に補助金を活用して整備した実績がある場合についても、当時の整備内容を記載した書類を添付すること。

※今後、当該建物に他の補助金を活用する別の整備計画の予定がある場合についても、その内容を記載した書類を添付すること。

総合事務所長 様

住所  
申請者 氏名

平成 年度鳥取県震災に強いまちづくり促進事業補助金進捗状況報告書

平成 年 月 日付第 号による交付決定に係る事業の平成 年度内の進捗状況について、鳥取県補助金等交付規則第17条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助金等の名称	鳥取県震災に強いまちづくり促進事業補助金	
	算定基準額	交付決定額
交付決定	円	円
平成 年度までの実績①	円	円
平成 年度における実績②	円	円
平成 年度以降の実施予定③	円	円

(注) ①から③までの合計は、交付決定と一致するものである。